

令和7年3月以降の風しんの抗体検査及び第5期定期接種の取扱いについて

風しんの抗体検査及び第5期定期接種の国保連合会への費用請求は令和7年3月10日(必着)までとなります。

令和7年3月11日以降に請求もれ等の理由により費用請求を行う場合は、クーポン券発行元の市区町村(クーポン券に記載の市区町村)に請求書等を直接提出することになりますのでご留意をお願いいたします。

また、令和7年3月11日以降の費用請求に関しましては各実施機関と市区町村で直接ご対応いただくこととなりますので、提出方法等につきましては各市町村にご確認をお願いいたします。